

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社 大昌鉄工所	愛媛県四国中央市川之江町910

### 2. 指名停止措置期間

平成29年8月25日 から 平成29年9月24日 まで 1ヵ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、(株)大昌鉄工所が、平成28年7月6日に、クレーン運転士免許を持たない従業員を工場  
で運転業務に就かせた上、運搬作業中に部材が倒れて負傷し4日以上休業することになったにもかかわらず、  
労働基準監督署に遅滞なく報告せず、また、同年8月10日にも従業員が旋盤を使用していた際、体の一部が  
巻き込まれて負傷し4日以上休業となったのに遅滞なく報告しなかったため、労働安全衛生法違反の罪で、  
平成29年3月24日、四国中央区検察庁により起訴され、4月5日、四国中央簡易裁判所から同社が罰金30万  
円、同社代表取締役等が罰金20万円の略式命令を受けたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港  
関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号を準用する「国土交通省  
所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

#### 指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正 又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)